

国立国語研究所運営会議に置かれる専門委員会規程

平成21年10月 1日

国語研規程第3号

改正 平成29年 7月10日

改正 令和 3年 6月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所運営会議規程（国語研規程第2号）第6条第3項の規定に基づき、国立国語研究所運営会議（以下「運営会議」という。）に置かれる専門委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について定めるものとする。

(委員会の名称及び審議事項)

第2条 運営会議に別表に掲げる委員会を置き、審議を行う。

(委員長)

第3条 各委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、その委員会に属する委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を行う。

(委員)

第4条 委員会の委員は、運営会議の議を経て、運営会議議長が指名する。

- 2 委員会を構成する委員は、それぞれの委員会について12人を超えてはならない。

(運営会議への報告)

第5条 委員会は、審議した重要案件について、運営会議に報告する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て委員会が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年7月10日から施行する。
- 2 国立国語研究所名誉教授候補者選考委員会規程（国語研規程第6号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年6月28日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	審 議 事 項
所長候補者選考委員会	所長候補者の選考に関する事項
人事委員会	研究教育職員の採用及び昇任人事に係る候補者の選考に関する事項
審査委員会	所長及び研究教育職員の懲戒事由に関する事項